「インフォームド・コンセントと審査形式の確認シート」

Α.	研究で使用する試料・情報の取得方法(①か②を選択)	確認欄
1	研究に用いることを目的に、新たな試料・情報を取得して行う臨床研究である。 (新たな試料・情報=研究を実施しなければ発生しなかった試料・情報)	В ~
2	研究目的ではなく、 <u>医療行為の結果として得られた既存試料・情報を用いて</u> 行う臨床研究である。 (既存試料・情報=研究を実施しなくても発生する試料・情報)	D ^

В.	侵襲・介入の有無(①を選択した場合)	確認欄
3	研究のための採血や手技、薬物投与、放射線治療、心的外傷に触れるアンケートを行うなど、 <u>侵襲を伴う</u> 臨床研究である。	<u>E1</u> ~
4	侵襲を伴わないが介入を伴う臨床研究である。 (介入とは医療行為の内容や程度を制御する行為を指す。)	<u>E2</u> ^
(5)	侵襲を伴わず、かつ介入を伴わない臨床研究である。	C ~

C. 試料・情報の種類(⑤を選択した場合)		確認欄
6	患者さんの身体から <u>侵襲を伴わず取得された試料</u> (例:尿、喀痰など)を 用いて行う臨床研究である。	<u>E3</u> ^
7	患者さんの身体から取得された <u>試料を用いない</u> (例:インタビューによる情報聴取、アンケート調査など) 臨床研究である。	<u>E4</u> ^

D.	その他(②を選択した場合)	確認欄
8	通常診療で得られた <u>残余検体(血液、尿、喀痰など)を用いて新たに情報を作成</u> し、 自施設のみ で実施する臨床研究である。	<u>E5</u> ~
9	通常診療で得られた <u>情報(検査結果、カルテ情報など)を用いて自施設のみ</u> で実施する臨床研究である。	<u>E6</u> ~
10	他施設と共同で実施する臨床研究で、 <u>他の施設に既存試料・情報を提供する</u> 臨床研究である。	<u>E7</u> ~

E. インフォームド・コンセントと審査形式

	インフォームド・コンセントの形式	審査の形 式
<u>E1</u>	文書同意を取得する。	通常審査
<u>E2</u>	文書同意を取得する、又は口頭同意を取得し説明の方法及び内容並びに 受けた同意の内容に関する記録を作成する。	通常審査
<u>E3</u>	文書同意を取得する、又は口頭同意を取得し説明の方法及び内容並びに 受けた同意の内容に関する記録を作成する。	原則通常審査
<u>E4</u>	適切な同意*を得る。 ただし、上記の方法が困難な場合は理由を明示し、オプトアウト#も可。	迅速審査が 可能
<u>E5</u>	文書同意を取得する、又は口頭同意を取得し説明の方法及び内容並びに 受けた同意の内容に関する記録を作成する。 ただし、上記の方法が困難な場合は理由を明示し、オプトアウト#も可。	原則通常審査
<u>E6</u>	文書同意又は口頭同意が望ましいが、オプトアウト#も可。	迅速審査
<u>E7</u>	文書同意を取得する、又は口頭同意を取得し説明の方法及び内容並びに 受けた同意の内容に関する記録を作成する。 ただし、上記の方法が困難な場合は理由を明示し、オプトアウト#も可。	迅速審査が 可能

- E4、E7は、研究内容によっては「通常審査」とする場合がある。
- E3、E5は、研究内容によっては「迅速審査」とする場合がある。
- *) 「適切な同意」とは、患者から取得した情報に関して、研究への利用目的を適切な方法で明示した上で、**患者から同意を受けること**を指す。同意を受けたことの確認方法には、口頭による意思表示、同意に関する確認事項が設けられたアンケート用紙の回収などの方法がある。
- #) <u>「オプトアウト」</u>とは、以下の事項に関する<u>情報を公開</u>した上で、研究が実施又は 継続されることについて、<u>患者等が拒否できる機会を保障する</u>ことを指す。
 - ① 試料・情報の利用目的及び利用方法(他の機関へ提供される場合はその方法。)
 - ② 利用し、又は提供する試料・情報の項目
 - ③ 利用する者の範囲
 - ④ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
 - ⑤ 患者又はその代理人の求めに応じて、患者が識別される試料・情報の利用又は他の研

究機関への提供を停止すること。

⑥ ⑤について、患者又はその代理人の求めを受け付ける方法